

新宿区一般廃棄物処理基本計画（改定）素案に対する
「パブリック・コメントでの意見要旨と区の考え方」
「地域説明会での意見要旨と区の考え方」

令和 5（2023）年 2 月
新 宿 区

1 パブリック・コメント等の実施結果（概要）

(1) パブリック・コメント

- ①実施期間 令和4年11月15日（火）から12月14日（水）まで
- ②意見提出者 8名
- ③提出方法 郵送0名、持参2名、FAX1名、ホームページ5名
- ④意見数 13件
- ⑤意見の計画への反映等

| 項目 | | 意見数 |
|----|---------------------------|-----|
| A | 意見の趣旨を計画に反映する、意見を踏まえて修正する | 1件 |
| B | 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ | 1件 |
| C | 意見の趣旨に沿って計画を推進する | 6件 |
| D | 今後の取組の参考とする | 2件 |
| E | 意見として伺う | 3件 |
| F | 質問に回答する | 0件 |
| 合計 | | 13件 |

(2) 地域説明会

①開催日及び会場

- 12月3日（土）10時～11時30分 落合第一地域センター
- 12月3日（土）14時～15時30分 新宿リサイクル活動センター
- 12月4日（日）10時～11時30分 四谷地域センター
- 12月6日（火）14時～15時30分 牛込箆笥地域センター
- 12月8日（木）18時～19時30分 環境学習情報センター

- ②参加者数 41名
- ③意見数 6件
- ④意見の計画への反映等

| 項目 | | 意見数 |
|----|---------------------------|-----|
| A | 意見の趣旨を計画に反映する、意見を踏まえて修正する | 0件 |
| B | 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ | 0件 |
| C | 意見の趣旨に沿って計画を推進する | 0件 |
| D | 今後の取組の参考とする | 0件 |
| E | 意見として伺う | 0件 |
| F | 質問に回答する | 6件 |
| 合計 | | 6件 |

2 パブリック・コメントでの意見要旨と区の考え方

| No. | 素案頁 | 章番号 | 意見要旨 | 区の考え方 |
|-----|-------|-----|---|--|
| 1 | 9・28 | 2・4 | 計画素案では、清掃一組が管理する施設で中間処理を行っていること、最終処分を東京都に委託していることが記載されていない。市区町村には一般廃棄物の統括的な処理責任があることから、収集されたごみがどのような流れで処理されているかについて計画に記載すべきである。 | A ご意見の趣旨を計画に反映します。 第2章「計画の進捗状況と課題」の2(1)「ごみ・資源の処理の流れ」にごみ・資源の処理フロー図を掲載するとともに、第4章「取り組む施策項目」の3④「東京二十三区清掃一部事務組合等との連携」に一部追記します。 |
| 2 | 18・23 | 3・4 | リサイクルには限界があるため、そもそもごみ自体がでないようなライフスタイルの啓蒙とその実現のサポートを区にしてほしい。例えば包装ごみを減らすために量り売り・容器持ち込みで買い物ができるお店がもっと増えてほしい。 | B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 素案では、「基本的な考え方」の一つとして「ごみ発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す」と掲げており、3Rの中でもごみ発生抑制が最も重要であるとしています。 また、容器包装プラスチックを含めた使い捨てプラスチックの削減に向けては、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、事業者に対し、プラスチック使用製品の使用の合理化（有償提供、景品の提供など）や、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制・資源化などに取り組むことを責務としていることから、事業者に対し、関係団体等を通じて取組の実施を求めていくとともに、区民に対しては、広報媒体を通じて、こうした取組への協力を求めていきます。 |
| 3 | 19 | 3 | 区民一人1日あたり区収集ごみ量の削減について、一人一人にとって無理のない範囲の目標の場合、誰もができることではないので、現実的には達成が難しいと考える。 | E ご意見として伺います。 区民一人1日あたりの区収集ごみ量については、燃やすごみ中の資源の分別徹底、食品ロス削減の推進、プラスチックごみの発生抑制・資源化などの取組によるごみ減量削減効果を踏まえ、目標値を上方修正しました。計画目標の達成に向け、区民・事業者と協働し、ごみ減量・リサイクルを一層推進してまいります。 |
| 4 | 23 | 4 | 生ごみ処理機・コンポスト容器のあっせんをするべき。 | E ご意見として伺います。 区では、平成5年度からコンポスト化容器に対して、平成13年度から生ごみ処理機に対してあっせん事業を行っていましたが、利用実績が少ないため平成16年度に事業を終了しました。双方に共通して、生ごみを処理することで生じた堆肥原料の利活用が困難であるため、実績が伸びなかったものと捉えており、こうした状況は現時点でも大きく変わっていないことから、あっせん事業を再び実施することは考えておりません。 |
| 5 | 23 | 4 | 使い捨てプラスチック容器での販売を削減する事業者を応援する施策を実施すべき。街中の小売業者と協力して商店街、地域のコミュニティの復活がおきれば、使い捨て容器は減ると考える。 | C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、事業者に対し、プラスチック使用製品の使用の合理化（有償提供、景品の提供など）や、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制・資源化などに取り組むことを責務としていることから、事業者に対し、関係団体等を通じて取組の実施を求めていきます。 また、「新宿エコ自慢ポイント」のポイント付与の対象となる活動の見直しにより、消費者に対し、使い捨てプラスチック削減へのインセンティブを与えることで、間接的に事業者への支援に繋がってまいります。 |

| No. | 素案頁 | 章番号 | 意見要旨 | 区の方考え方 |
|-----|-----|-----|---|---|
| 6・7 | 23 | 4 | <p>区有施設に設置している自動販売機でのペットボトル飲料の販売を廃止し、飲料水のスポット(マイミズスポット)を完備するべき。</p> <p>また、マイ水筒やマイカップを持参するなどエコな取組をした人にポイントを付与し、ポイントを使って新宿区内の店などで買い物のできるようにするべき。 (同一意見ほか1件)</p> | <p>今後の取組の参考とします。</p> <p>区では、区主催の会議等においてペットボトルに入った飲料の提供をやめることや、各施設においてプラスチック製品の排出量を減らす取組を進めています。</p> <p>自動販売機でのペットボトル飲料の取り扱い、庁舎を訪れる方の利便性を確保する目的もあることから、直ちに廃止する考えはありませんが、今後、さまざまな機会をとらえ飲料メーカー等にペットボトルの使用を減らすよう働きかけていきます。また、すでに区の庁舎にある自動販売機には回収ボックスを併設していることから、利用者が飲料容器を適切に排出するよう促していきます。</p> <p>さらに、様々な「エコな行動」に対してインセンティブを与えるため、「新宿エコ自慢ポイント」のポイント付与の対象となる活動の見直しを行うとともに、より多くの区民の利用を促進するための手法について検討してまいります。</p> |
| 8 | 24 | 4 | <p>大型スーパー等には回収ボックスが常設されているが、目立たない場所にある。百歩譲って場所はそのままで、資源回収のPRをもっとすべきでないか。</p> | <p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>スーパー等が行っている店頭回収は、事業者の社会的責任等に基づく自主的な取組であると認識しています。区としても、こうした取組を行う事業者について、区民に対し周知してまいります。</p> |
| 9 | 24 | 4 | <p>レジ袋が有料化されたのに、資源をビニール袋に入れないと回収しない今のシステムはおかしいのではないか。行政が日時を決めてボックスを置き、区民が持参すれば回収できるようにするべきではないか。</p> | <p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>資源の回収は、飛散防止のため中身の見えるポリ袋に入れて排出することを原則としています。管理が可能な集積所にはコンテナの貸出を行っており、びん・缶・ペットボトルについては、コンテナによる回収も可能です。</p> <p>また、区有施設には資源回収ボックスを設置しており、紙パック・白色トレイ・乾電池・インクカートリッジ・使用済小型電子機器等については、持参していただければ回収が可能です。</p> |
| 10 | 24 | 4 | <p>「家庭からの資源・ごみの正しい分け方・出し方」の冊子は細かいため、関心のない人は読まないのでは。もっと簡単に目に留まる様なデザインが必要ではないか。</p> | <p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>区では冊子のほかに、イラスト入りで分かりやすく記載したA3判のリーフレット「資源・ごみの分け方・出し方」を作成しています。このリーフレットは、区役所本庁舎、各特別出張所、清掃事務所及び各清掃センターにて配布しているほか、内容に変更があった際には全戸配布し、区民に対し広く周知しています。</p> |
| 11 | 24 | 4 | <p>ソーラパネル等、電子関連ゴミのリサイクル強化と窓口の開設を求める。</p> | <p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>使用済小型電子機器(携帯電話、デジタルカメラなど9品目)については、既に区役所本庁舎や各特別出張所等において窓口回収やボックス回収等で資源化を実施しており、今後も引き続き推進してまいります。</p> <p>また、事業用太陽光パネルについては、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」(環境省)に基づき、解体・撤去事業者等がリサイクルを実施することとなっています。住宅用太陽光パネルについては、令和7年4月からの都内における設置義務化に伴い、今後リサイクルの必要性が一層生じるものと考えております。都は令和4年9月に「東京都太陽光発電設備高度循環利用推進協議会」を立ち上げ、リサイクルへの誘導加速や相談体制の構築等に向けた検討を進めています。区としても、都と連携し取り組んでまいります。</p> |

| No. | 素案頁 | 章番号 | 意見要旨 | 区の考え方 | |
|-----|---------------|-----|---|-------|--|
| 12 | 27 | 4 | ごみの適正な分別と排出の徹底については、できる人とできない人がいる。特に高齢の方などにはゴミ出しのサポートが受けられるようなシステムの構築を希望する。 | C | ご意見を踏まえて、計画を推進します。 戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集を引き続き実施することで、高齢者等の自身でゴミを排出することが困難な方を支援してまいります。 |
| 13 | 38 ・ 39 | 5 | 事業者が値段を安くすると、消費者が多く買うことに繋がるため、食品ロスが発生するのではないかと懸念する。 | E | ご意見として伺います。 食品小売業者の値引販売については、食品ロス削減に向けた売り切るための取組であると認識しています。区では、食品ロス削減に向け、食品小売業者に対して、需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫を求めていくとともに、消費者に対しては、使用期限を考慮し、使い切れる分だけを購入するように働きかけてまいります。 |

3 地域説明会での意見要旨と区の考え方

| No. | 素案頁 | 章番号 | 意見要旨 | 回答要旨 |
|-----|-----|-----|---|---|
| 1 | 23 | 4 | 使い捨てプラスチックの削減として事業者等への働きかけをするという記載があるが、具体的にはどういったことに取り組むのか。 | F ご質問に回答します。 令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、事業者に対して、プラスチック使用製品の使用の合理化（有償提供、景品の提供など）や排出事業者としてプラスチック使用製品廃棄物の排出抑制・資源化などに取り組むことが責務とされています。これらの責務について事業者に対し、関係団体等を通じて取組の実施を求めていくとともに、区民に対しては、広報媒体を通じて、事業者の取組への協力を求めていきます。 |
| 2 | 23 | 4 | 「新宿エコ自慢ポイント」の登録者数はどのくらいか。また、貯めたポイントは何に使えるのか。 | F ご質問に回答します。 「新宿エコ自慢ポイント」の登録者数は令和4年10月末時点で3,768人となっています。貯めたポイントについては、累計ポイント数に応じて、環境にやさしい景品（マイバッグ、マイボトルなど）と交換することができます。 |
| 3 | 27 | 4 | 廃棄物処理業者等が山中に不法投棄する事例を聞くことがあるが、廃棄物処理業者が廃棄物を適正に処理しているかを確認できるか。また、そのような情報について公開されているか。 | F ご質問に回答します。 排出事業者は、「廃棄物管理票」という複写式の伝票を通じて、自ら排出した廃棄物が廃棄物処理業者によって適正に処理されているかを確認することができます。廃棄物管理票は廃棄物処理に係る排出事業者や処理業者が自ら保管するものであるため、公開はしておりませんが、区では事業用大規模建築物への立入検査等の機会を通じて、廃棄物管理票を確認し、必要に応じて排出事業者に対して指導を行っています。 |
| 4 | 27 | 4 | 不法投棄対策用カメラは区から借りることはできるか。 | F ご質問に回答します。 不法投棄対策用カメラは、区が不法投棄の抑止を目的として、主に繁華街地域などに設置しているものであり、貸出は行っていません。 |
| 5 | 27 | 4 | 警告シールの貼り付けはどのように行っているか。 | F ご質問に回答します。 警告シールの貼付は分別が不適切なごみや不法投棄されたごみに対して行うもので、シールに気付いた排出者が自主的にごみを引き戻して、適正な排出方法や排出日に再度排出するといった対応をとっていただくために貼付しています。 |
| 6 | 27 | 4 | 個人の防犯カメラで撮影した画像は掲示してよいのか。 | F ご質問に回答します。 防犯カメラの映像は、個人情報にあたるため、捜査機関への提供等を除いて、本人の同意なく掲示等により公開することは差し控えるべきであると考えます。 |